

策定検討委員会からの計画内容に係る意見に対する考え方等（整理表）

【資料②】

番号	協議事項（前回委員会等の意見より）	事務局としての整理・考え方
1	計画素案 P8 令和5年度の県内市町における相談件数を11,709件から11,683件に修正いただきたい。	資料③（P8）のとおり、令和5年度の県内市町における相談件数を「11,683件」に修正する。
2	計画素案 P13 表はデートDVを表しているので、「自分がDVを受けたことがある」を「自分がデートDVを受けたことがある」に修正いただきたい。	資料③（P13）のとおり、「自分が <u>デートDVを受けたことがある</u> 」に修正する。
3	計画素案 P18 (1) 「市民アンケートと同様に市内高校…」 「同様」がどこに関連しているのか分かりにくい。 ・アンケートの内容が同様なのか ・市民同様に高校2年生にもデートDVに関するアンケートをとったのか	市民アンケートと高校生アンケートの内容は異なっているが、デートDVの認知度に関しては同様の内容となっているため、資料③（P18）のとおり「 <u>今回初めて、市内県立高校（山崎高校、伊和高校、千種高校）の2年生222人を対象にアンケート調査を実施したところ、デートDVの認知度については、以下の結果になりました。</u> 」に修正する。
4	計画素案 P21 「高校生アンケート調査…90%となっており…」 前回もアンケート調査をして、結果が良くなっているのか。冊子等の配布により認知度が高いのか。高校生にはデートDVに関する内容のみのアンケートだったのか。	高校生アンケートは今回初めて実施したものであり、前述の「番号3」のとおり修正する。 また、認知度が高い要因として、啓発冊子の配布や発達段階に応じた教育を推進してきた成果も一部の要因として考えられるので、資料③（P21）のとおり、「 <u>市内中学校及び高校に対してデートDV防止啓発冊子を配布するなどの周知啓発に努めてきました。啓発活動の成果もあってか高校生アンケート調査（2年生）では、デートDVの認知度は90%に達しております。ただし、認知度の向上には学校の教育活動やメディア報道など、他の要因も複合的に影響していると考えられます。</u> 」に修正する。
5	計画素案 P22 「男性によるDVを相談した人の割合は…」 表現が分かりにくいので修正したほうがよいのではないか。	資料③（P22）のとおり、「 <u>男性がDV被害を相談した割合は…</u> 」に修正する。
6	計画素案 P28 ⑥「加害者からの相談件数は少ないもの…」 関係課に「保健福祉課」を入れてもいいのではないか。 こころの相談は市でも実施しているので、医療機関につなぐ時には必要ではないかと考える。	資料③（P28）のとおり、関係課に「保健福祉課」を追記する。
7	計画素案 P29 ⑥「地域において活動する民生委員・児童委員、主任児童委員に対して…」 関係課に「社会福祉課」を入れてもいいのではないか。	資料③（P29）のとおり、関係課に「社会福祉課」を追記する。
8	兵庫県において、各市町に配偶者暴力相談支援センターを設置することを推進しているが、宍粟市では設置しないのか。なお、市町による配偶者暴力相談支援センターは、一時保護所等の機能は必須ではなく、女性家庭センターと役割が分担されている。 また、配偶者暴力相談支援センターという看板があることで被害者の相談先が明確になるのではないかと考える。	資料④のとおり、国の「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置促進のための手引き」では、配暴センター設置の意義や都道府県と市町村との役割分担が明記されている。 配偶者暴力相談支援センターは、「被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称であり、施設の名称ではない」と示されており、市町村の役割については、本市が行っている支援と同じ内容が示されていることから、配偶者暴力相談支援センターという看板を設置することにより、相談先を明確にしていくためにも、設置に向けて前向きに検討していくたいと考える。
9	基本計画（案）では被害者中心の支援となっており、加害者支援も取り込まないとよい支援ができないと考える。また、支援プログラムや、医療機関につなぐ必要があるか、被害者へのカウンセリングも難しいところだが、加害者に対しても何らかの支援が必要だと考える。	資料⑤のとおり、国において「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」が作成され、プログラムの方向性が示されている。しかしながら、県内において加害者支援プログラムを実施している事業者は無い状況であり、兵庫県においても、今後の実施については調整中のことから、計画素案（P27②「男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進」及びP28⑥「相談員の資質向上と支援機能の充実」）のとおり、プログラムの活用については国や県の状況等を注視するとともに、相談者の状況に応じた医療機関やこころの相談窓口など適切な相談窓口につないでいく。